

介護老人保健施設ソピア御殿山訪問リハビリテーション (介護予防訪問リハビリテーション) 運営規程

(運営規程設置の主旨)

第1条 公益財団法人河野臨牀医学研究所が開設する介護老人保健施設ソピア御殿山（以下「当施設」という。）において実施する訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）は、要介護状態（介護予防訪問リハビリテーションにあつては要支援状態）と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）計画を立て実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第3条 当施設では、訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）計画に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう在宅ケアの支援に努める。

2 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行なわない。

3 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。

4 当施設では利用者が日常生活において「尊厳を保ち、利用者様らしく」過ごすことができるようサービス提供に努める。

5 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。

6 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者または主とする家族、その代理人の了解を得ることとする。

7 当施設は、法人の理念である「真療」（己を厳しく持して真に人間性に徹し、近代医学の粋を持って誠心誠意、患者様の診療にあたる。患者様を親子兄弟のように温かく診断、治療。）を介護老人保健施設の運営を通じて実践し、地域社会に貢献する。

(施設の名称及び所在地等)

第4条 当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

- (1) 施設名 介護老人保健施設ソピア御殿山
- (2) 開設年月日 平成30年6月1日
- (3) 所在地 東京都品川区北品川5丁目2番1号
- (4) 電話番号 03-5793-3355 FAX 番号03-5793-3365

- (5) 管理者名 渡辺 寛
(6) 介護保険指定番号 介護老人保健施設(1350980015号)

(従業者の職種、員数)

第5条 当施設の従事者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

- | | | |
|-----------------------|---|-----------------|
| (1) 管理者 | 1 | 人(兼務) |
| (2) 医師 | 1 | 人以上(兼務) |
| (3) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 | 1 | 人以上必要に応じて増減及び兼務 |
| (4) 事務職員等 | | 実績に応じた必要数以上 |

(従業者の職務内容)

第6条 前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、介護老人保健施設に携わる従業者の総括管理、指導を行う。
- (2) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (3) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行う。
- (4) 事務職員等は、施設管理者の命を受け事務等を行う。

(営業日及び営業時間)

第7条 施設の営業日及び営業時間は以下のとおりとする。

- (1) 1月1日から3日を除く、毎週月曜日から金曜日までの5日間を営業日とする。
- (2) 営業日の午前9時から午後4時までを営業時間とする。

(訪問リハビリテーションの利用時間及び利用回数)

第8条 居宅サービス計画書に基づく訪問リハビリテーションの利用時間及び利用回数は、当該計画に定めるものとする。

(訪問リハビリテーションの提供方法)

第9条 訪問リハビリテーションの提供方法は次のとおりとする。

- (1) 利用者が当施設医師又は他医療機関等の主治医に申し出て、主治医が当施設に交付した指示書により、利用者から居宅支援事業所等の支援専門員を通じて依頼があった場合、訪問リハビリテーション計画を作成し訪問リハビリテーションを実施する。
- (2) 利用者に主治医がない場合は、当施設から居宅介護支援施設、地域包括支援センター、地区医師会、関係区市町村等、関係機関に調整等を求め対応する。

(事業の内容)

第10条 訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)は、(介護予防にあつては介護予防に資するよう、)医師、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士等リハビリスタッフによって作成される訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)計画及びリハビリテーション実施計画書に基づいて、理学療法、作業療法、その他必要なりハビリテーションを行う。

- 2 訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーションを含む)計画に基づき、療養士が退院(所)日又は設定日から起算して1月以内において集中的なりハビリテーションを個別に1週につきおおむね2日以上1日40分以上、3月以内において集中的

なりリハビリテーションを個別に1週につきおおむね2日以上1日20分以上行なった場合、短期集中リハビリテーション実施加算を算定する。

- 3 訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーションを除く）計画に基づき、精神、神経内科又は認知症に対するリハビリテーションの研修を終えた医師が判断した利用者において療法士が退院（所）日又は設定日から起算して3月以内において集中的なりリハビリテーションを個別に1週につき2日を限度とし、1日20分以上行なった場合、認知症短期集中リハビリテーション実施加算を算定する。加算対象はMMS E-J又はHDS-Rにおいて5点～25点の利用者とする。
- 4 事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に関わる診療を行わなかった場合、所定単位数から定められた単位数を減算する。
- 5 要支援者において利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間にリハビリテーションを行った場合所定単位数から定められた単位数を減算する。

（利用者負担の額）

第11条 利用者負担の額を以下のとおりとする。

- （1） 保険給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払いを受ける。
- （2） その他の費用等利用料を、利用者負担説明書に掲載の料金により支払いを受ける。

（通常の事業の実施地域）

第12条 通常訪問実施地域を以下のとおりとする。

品川区、港区の一部（当施設から半径3km圏内）

（身体の拘束等）

第13条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師又は他医療機関の主治医に確認した上で対応し、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

（虐待の防止のための措置）

第14条 当施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

- （1） 施設及び訪問時における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- （2） 施設及び訪問時における虐待防止のための指針を整備する。
- （3） 施設及び訪問時において、従業者に対し虐待防止のための研修を定期的実施する。
- （4） （1）～（3）に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- （5） 当施設及び訪問時において虐待等が発生した場合、速やかに区市町村へ通報し、区市町村が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めるものとする。

（サービスの利用に当たっての留意事項）

第15条 訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- 3 当施設の訪問リハビリテーションにおいて、利用者に対する訪問リハビリテーション等の提供に関する諸記録を整備し、当該利用者の契約終了の日から5年間保管しなければならない。

(非常災害対策)

第16条 施設は、防災管理についての責任者を定め、必用な看護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から火災・風水害・地震等の自然災害並びに感染症に対処するため、事業継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）を年2回以上実施するものとする。

(業務継続計画の策定)

第17条 当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。

2 施設は従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行う。

3 施設は定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第18条 当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針（別添）を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を行う。

(職員の服務規律)

第19条 職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

第20条 施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

(職員の勤務条件)

第21条 職員の就業に関する事項は、別に定める公益財団法人河野臨牀医学研究所の就業規則による。

(職員の健康管理)

第22条 職員はこの施設が行う年1回の健康診断を受診すること。

(衛生管理)

第23条 感染症予防対策における研修を実施し、施設内・職員間及び利用者及び家族等へ罹患させない。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第24条 施設職員に対して、施設職員である期間および施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないように指導教育を適時行うほか、施設職員等が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第25条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、施設運営に支障を来たす人数を超えて利用させない。

- 2 運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、施設内に掲示する。
- 3 訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）に関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、公益財団法人河野臨牀医学研究所介護老人保健施設ソピア御殿山の役員会において定めるものとする。

付 則

令和8年5月1日 施行